

Welcome to 沼土

令和8年5月1日

砂防・急傾斜

編集発行：静岡県沼津土木事務所

土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して

～『土砂災害防止法』による区域の指定と施行～

○事業の概要と目的

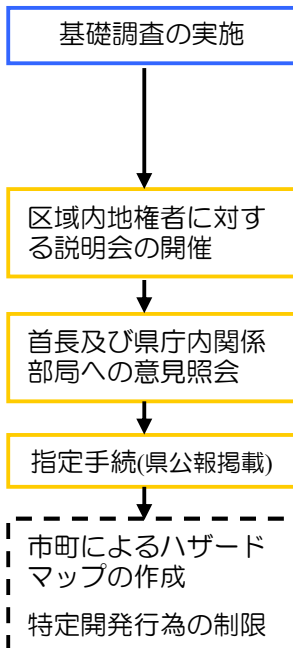
土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所において、土砂災害防止法による区域の指定を行うことで、危険の周知、警戒避難体制の整備、宅地等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進し、もって土砂災害から**住民の生命を守る**ことを目的としている。

（従来の砂防三法（「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）が原因地对策を中心としたハード対策であるのに対し、**土砂災害防止法ではソフト対策により土砂災害の軽減を目指す。**）

○土砂災害防止法とは

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において特定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制を定めた法律である。（法第1条）

○区域指定の流れ



○実績と今後の予定

1 巡目の基礎調査で2,621箇所の区域を指定した。近年の異常気象による災害の激甚化、頻発化により、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所では災害が発生する事例があることから、新たに1,640箇所の候補箇所について、高精度の地形図を用いて基礎調査を実施し、必要に応じて区域指定していく。